

平成 28 年度 仙台市水防計画（案）について

1 平成 27 年度版からの主な修正事項

(1) 河川氾濫に係る避難情報の発令に関する事項

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における課題や地域防災計画との整合性、内閣府より示された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、以下の修正を行う。

- ① 避難情報の発令対象河川に、宮城県により水位周知河川として指定された七北田川上流（馬橋から赤生津大橋まで）及び旧策川（全区間）を追加する。河川指定に伴う各種水位や洪水浸水想定区域等についても追加する。
- ② 堤防の浸透・侵食に関する情報に基づく避難情報の発令基準を追加する。
- ③ 河川氾濫に係る避難情報の発令対象地域を洪水浸水想定区域とする。
- ④ 河川氾濫に係る避難情報の発令に伴い開設する指定避難所を、洪水浸水想定区域のある区内の全ての指定避難所とする。
- ⑤ 避難情報の発令に必要な情報を一つの章に集約する構成とする。

(2) 情報連絡に関する事項

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における課題を踏まえ、以下の修正を行う。

- ① 水位の観測は、宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により行う。ただし、これによる観測ができない場合等においては、消防隊等により目視での水位観測を行い通報することを明記する。
- ② 策川樋門（旧策川の名取川との合流点にある）開閉時の情報連絡体制を追加する。
- ③ 堤防の浸透・侵食に関する情報連絡体制を追加する。
- ④ 各種情報の伝達に用いる様式を資料として追加する。

(3) その他

用語定義及び全体構成の見直し並びに記載内容及び文言の整理